

32 (Gno.84) ドイツ刑事法を継受した国家間の比較法研究

代表：滝沢 誠

2019 年度開始

【研究の目的】

わが国では母法であるドイツ法を対象とする比較法研究は積極的に行われてきたが、それを継受した国家間のいわば横の関係での比較法研究は積極的に行われてこなかった。刑事法学が対処すべき共通の現象のいくつかを対象とし、ドイツ法を継受したわが国、中国、韓国、台湾等の諸外国間の比較法研究を行う。